

東北医科薬科大学同窓会会則改正（案）

新旧比較対照表

改 正 後		改 正 前	
第 1 章 総 則		第 1 章 総 則	
第 1 条	本会は、東北医科薬科大学同窓会と称し、本部を仙台市青葉区小松島4丁目4番1号、東北医科薬科大学内に置く。	第 1 条	本会は、東北医科薬科大学同窓会と称し、本部を仙台市青葉区小松島4丁目4番1号、東北医科薬科大学内に置く。
第 2 条	本会は、会員相互の親睦をあつくし、東北医科薬科大学の発展に資することを目的とする。	第 2 条	本会は、会員相互の親睦をあつくし、東北医科薬科大学の発展に資することを目的とする。
第 3 条	前条の目的を達成するため次の事業を行う。 <u>(1)</u> 会報の発行配布その他印刷物の刊行 <u>(2)</u> 会員の親睦・交流に関する事項 <u>(3)</u> 講演会・研修会などの開催に関する事項 <u>(4)</u> 会員の慶弔に関する事項 <u>(5)</u> その他本会の目的達成に必要な事項	第 3 条	前条の目的を達成するため次の事業を行う。 <u>1.</u> 会報の発行配布その他印刷物の刊行 <u>2.</u> 会員の親睦・交流に関する事項 <u>3.</u> 講演会・研修会などの開催に関する事項 <u>4.</u> 会員の慶弔に関する事項 <u>5.</u> その他本会の目的達成に必要な事項
第 4 条	本会は、東北薬学専門学校・東北薬科大学・同大学院・東北医科薬科大学・同大学院（以下「母校」という）の出身者、在校生及び母校に縁故ある者を以って組織する。	第 4 条	本会は、東北薬学専門学校・東北薬科大学・同大学院・東北医科薬科大学・同大学院（以下「母校」という）の出身者、在校生及び母校に縁故ある者を以って組織する。
第 2 章 会 員		第 2 章 会 員	
第 5 条	本会の会員は、次の4種とする。 <u>(1)</u> 正 会 員 母校出身者 <u>(2)</u> 準 会 員 母校在学生 <u>(3)</u> 特別会員 ①母校教職員とその退職者で入会を希望する者。 ② <u>母校の</u> 修士並びに博士学位取得者で入会を希望する者。 <u>(4)</u> 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、金5万円以上寄付したもので、役員会において承認されたもの。	第 5 条	本会の会員は、次の4種とする。 <u>1.</u> 正 会 員 母校出身者 <u>2.</u> 準 会 員 母校在学生 <u>3.</u> 特別会員 <u>(1)</u> 母校教職員とその退職者で入会を希望する者。 <u>(2)</u> 修士並びに博士学位取得者で入会を希望する者。 <u>4.</u> 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、金5万円以上寄付したもので、役員会において承認されたもの。
第 6 条	正会員は、入会金並びに終身会費を納付するものとする。	第 6 条	正会員は、入会金並びに終身会費を納付するものとする。

東北医科薬科大学同窓会会則改正（案）

新旧比較対照表

第 3 章 代 議 員		第 3 章 代 議 員	
第 7 条	代議員は、正会員の中から、次の各号より選出する。 <u>(1) 支部において、支部会員の中から 2 名を選任する。</u> (内1名は支部長とする) 但し、西日本支部は 8 名とする。	第 7 条	代議員は、正会員の中から、次の各号より選出する。 <u>1. 支部において、支部会員の中から 2 名を選任する。</u> (内1名は支部長とする) 但し、西日本支部は 8 名とする。
第 8 条	<u>(2) 卒業年次ごとに、薬学部・医学部各 2 名を会長が推薦する。</u> 代議員の任期は、2 年とする。 <u>ただし再任を妨げない。</u>	第 8 条	<u>2. 卒業年次ごとに、薬学部・医学部各 2 名を会長が推薦する。</u> 代議員の任期は、2 年とする。
第 4 章 役 員		第 4 章 役 員	
第 9 条	本会に、次の役員を置く。 <u>(1) 会 長 1 名</u> <u>(2) 副会長 3 名</u> <u>(3) 幹 事 53 名</u> <u>(4) 監 事 3 名</u>	第 9 条	本会に、次の役員を置く。 <u>1. 会 長 1 名</u> <u>2. 副会長 3 名</u> <u>3. 幹 事 53 名</u> <u>4. 監 事 3 名</u>
第 10 条	<u>会長は正会員の中から別に定める選任規程に従い、総会において選任する。</u>	第 10 条	会長は、正会員の中から役員会の推薦等により、総会において選任する。
第 11 条	副会長、幹事は正会員の中から会長が指名し、監事は正会員の中から <u>別に定める選任規程に従い、総会において選任する。</u>	第 11 条	副会長、幹事は正会員の中から会長が指名し、監事は正会員の中から総会において選任する。
第 12 条	役員の任期は 2 年とし、 <u>再任を妨げない。ただし会長、副会長、監事は原則として 4 期最大 8 年を超えないものとする。</u> 2. 役員に欠員を生じた場合、会長が補充を必要と認めたときは、臨時総会を召集して補欠選任を行う。 3. 補欠役員の任期は、前任者の残余期間とする。	第 12 条	役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合、会長が補充を必要と認めたときは、臨時総会を召集して補欠選任を行う。 3. 補欠役員の任期は、前任者の残余期間とする。
第 13 条	役員は、次の職務を行う。 <u>(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</u> <u>(2) 副会長は、会長の補佐と会務を担当し、必要に応じてその職務を代理する。</u> <u>(3) 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。</u>	第 13 条	役員は、次の職務を行う。 <u>1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</u> <u>2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。</u> <u>3. 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。</u>

東北医科薬科大学同窓会会則改正（案）

新旧比較対照表

<u>(4) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。</u> 第 14 条 <u>本会に、会務執行幹事として</u>常任幹事 3 名、庶務幹事 1 名、会計幹事 1 名を置き、幹事の中から会長が委嘱する。	<u>4. 監事は、本会の会務及び会計を監査する。</u> 第 14 条 本会に、常任幹事 3 名、庶務幹事 1 名、会計幹事 1 名を置き、幹事の中から会長が委嘱する。
第 5 章 名誉会長・顧問・参与 第 15 条 本会は、会長経験者を退任後、名誉会長に推戴することができる。 第 16 条 名誉会長は、会長の諮問に応え、役員会・総会に出席して意見を述べることができる。 第 17 条 本会は、学校法人東北医科薬科大学理事長、又は学長を顧問に推戴することができる。 第 18 条 本会は、特に功労あるもの、又は、学識徳望高く、本会の趣旨に賛同するものを、役員会の推薦により、総会の承認を得て顧問に委嘱することができる。 第 19 条 <u>顧問は、会長の諮問に応え、役員会・総会に出席して意見を述べる</u>ことができる。 第 20 条 本会は、支部長経験者を退任後、役員会の推薦等により、総会の承認を得て参与に委嘱することができる。 第 21 条 参与は、総会に出席して<u>意見を述べる</u>ことができる。	第 5 章 名誉会長・顧問・参与 第 15 条 本会は、会長経験者を退任後、名誉会長に推戴することができる。 第 16 条 名誉会長は、会長の諮問に応え、役員会・総会に出席して意見を述べることができる。 第 17 条 本会は、学校法人東北医科薬科大学理事長、又は学長を顧問に推戴することができる。 第 18 条 本会は、特に功労あるもの、又は、学識徳望高く、本会の趣旨に賛同するものを、役員会の推薦により、総会の承認を得て顧問に委嘱することができる。 第 19 条 <u>顧問は、会長の諮問に応え、役員会に出席して意見をのべる</u>ことができる。 第 20 条 本会は、支部長経験者を退任後、役員会の推薦等により、総会の承認を得て参与に委嘱することができる。 第 21 条 参与は、総会に出席することができる。
<u>第 6 章 特別会員・賛助会員</u> 第 22 条 <u>特別会員及び賛助会員は、会長の要請に応え総会に出席し、会長の諮問に応え意見を述べる</u>ことができる。	
<u>第 7 章 支 部</u> 第 23 条 本会に、支部を設けることができる。 第 24 条 支部には、支部長を 1 名置く。支部長は、支部会員の中から選任する。	<u>第 6 章 支 部</u> 第 22 条 本会に、支部を設けることができる。 第 23 条 支部には、支部長を 1 名置く。支部長は、支部会員の中から選任する。

東北医科薬科大学同窓会会則改正（案）

新旧比較対照表

第 25 条	支部長は、支部を代表し、本会との連絡にあたる。 2.支部長は、代議員の選任、会員の異動をすみやかに本部に報告しなければならない。	第 24 条	支部長は、支部を代表し、本会との連絡にあたる。 2.支部長は、代議員の選任、会員の異動をすみやかに本部に報告しなければならない。
第 26 条	支部の経費は、当該支部において支弁しなければならない。	第 25 条	支部の経費は、当該支部において支弁しなければならない。
第 8 章 会 議		第 7 章 会 議	
第 27 条	会議は、総会、役員会の2種とする。	第 26 条	会議は、総会、役員会の2種とする。
第 28 条	総会は、 <u>役員と代議員</u> をもって組織する。	第 27 条	総会は、 <u>代議員</u> をもって組織する。
第 29 条	総会は、毎年7月に定時総会を開く。ただし、必要に応じ臨時総会を開く事がある。また、事情により対面での会議が困難な場合は書面会議及びオンライン会議を開く事がある。	第 28 条	総会は、毎年7月に定時総会を開く。ただし、必要に応じ臨時総会を開く事がある。また、事情により対面での会議が困難な場合は書面会議及びオンライン会議を開く事がある。
第 30 条	総会を招集するには、会議の目的たる事項、日時、及び場所を示して、代議員に通知しなければならない。	第 29 条	総会を招集するには、会議の目的たる事項、日時、及び場所を示して、代議員に通知しなければならない。
第 31 条	総会の議長は、会長又は、会長の指名するものを充てる。	第 30 条	総会の議長は、会長又は、会長の指名するものを充てる。
第 32 条	総会は、代議員総数の二分の一以上出席しなければ、会議を開くことができない。	第 31 条	総会は、代議員総数の二分の一以上出席しなければ、会議を開くことができない。
第 33 条	総会の議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第 32 条	総会の議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第 34 条	総会は、次の各号に定める事項について議決する。 <u>(1) 事業計画、及び収支予算</u> <u>(2) 事業報告、及び収支決算の承認</u> <u>(3) 会則の改正</u> <u>(4) 会長及び監事の選任</u> <u>(5) その他、会長が必要と認めた事項</u>	第 33 条	総会は、次の各号に定める事項について議決する。 <u>1. 事業計画、及び収支予算</u> <u>2. 事業報告、及び収支決算の承認</u> <u>3. 会則の改正</u> <u>4. その他、会長が必要と認めた事項</u>
第 35 条	役員会は、会長、副会長、幹事、及び監事を以って組織し、会長がこれを召集する。 2.会議の議長は、会長又は、会長の指名するものを充てる。	第 34 条	役員会は、会長、副会長、幹事、及び監事を以って組織し、会長がこれを召集する。 2.会議の議長は、会長又は、会長の指名するものを充てる。
第 36 条	役員会は、必要に応じて開くことができる。	第 35 条	役員会は、必要に応じて開くことができる。
第 37 条	議長は、各会議における経過について記録しなければならない。	第 36 条	議長は、各会議における経過について記録しなければならない。
第 9 章 財 務		第 8 章 財 務	
第 38 条	本会の経常費は、終身会費、入会金、預金利子、 <u>寄付金</u> 、その他の収入をもってあてる。	第 37 条	本会の経常費は、終身会費、入会金、預金利子、 <u>寄付金</u> 、その他の収入をもってあてる。
第 39 条	終身会費、及び入会金の額、納入方法は総会の議決を経て定める。	第 38 条	終身会費、及び入会金の額、納入方法は総会の議決を経て定める。
第 40 条	本会の、経常費の剰余金は、基金に繰り入れなければならない。	第 39 条	本会の、経常費の剰余金は、基金に繰り入れなければならない。
第 41 条	本会の基金は、役員会において議決した銀行に預け入れなければ	第 40 条	本会の基金は、役員会において議決した銀行に預け入れなければ

東北医科薬科大学同窓会会則改正（案）

新旧比較対照表

ばならない。
2.その他基金の運用については、別に定める規定によらなければならない。
第 42 条 本会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

1. この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
但し、この会則の施行以前に、すでに納入した会費については、従前の通りとする。
2. この会則は、昭和55年7月19日から施行する。
(1) 但し準会員については、昭和56年度入学生から適用する。
(2) この会則施行以前にすでに納付した会費については従前の通りとする。
3. この会則は、平成2年4月1日から施行する。
但し、この会則の施行時の会員及び準会員についての移行措置は、これを別に定める。
4. この会則は、平成10年4月1日から施行する。
但し、この会則の施行時の基金運用については、これを別に定める。
5. この会則は、平成15年7月5日から施行する。
6. この会則は、平成17年7月2日から施行する。
7. この会則は、平成22年7月3日から施行する。
8. この会則は、平成26年7月5日から施行する。
9. この会則は、平成27年7月4日から施行する。
10. この会則は、平成28年6月25日から施行する。
11. この会則は、令和4年7月2日から施行する。但し、第10条の規定に関わらず、令和4年7月1日現在の会長については、後任の会長が選任されるまで、その職務を行う。

12. この会則は、令和7年7月5日から施行する。

らない。
2.その他基金の運用については、別に定める規定によらなければならない。
第 41 条 本会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

1. この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
但し、この会則の施行以前に、すでに納入した会費については、従前の通りとする。
2. この会則は、昭和55年7月19日から施行する。
(1) 但し準会員については、昭和56年度入学生から適用する。
(2) この会則施行以前にすでに納付した会費については従前の通りとする。
3. この会則は、平成2年4月1日から施行する。
但し、この会則の施行時の会員及び準会員についての移行措置は、これを別に定める。
4. この会則は、平成10年4月1日から施行する。
但し、この会則の施行時の基金運用については、これを別に定める。
5. この会則は、平成15年7月5日から施行する。
6. この会則は、平成17年7月2日から施行する。
7. この会則は、平成22年7月3日から施行する。
8. この会則は、平成26年7月5日から施行する。
9. この会則は、平成27年7月4日から施行する。
10. この会則は、平成28年6月25日から施行する。
11. この会則は、令和4年7月2日から施行する。但し、第10条の規定に関わらず、令和4年7月1日現在の会長については、後任の会長が選任されるまで、その職務を行う。